一　般　廃　棄　物　最　終　処　分　施　設　処　理　水　分　析　結　果

［令和８年度］

○水質検査の実施状況と措置（年１回以上測定）［規則第４条の５の２第４号ニ及びホ］

採取場所		処理水		基準値（廃掃法技術上の基準）（１リットルあたり）
採取日		令和8年9月8日		
分析結果が得られた日		令和8年10月15日		
天候		曇		
気温		24.6 ℃		
水温		25.7 ℃		
アルキル水銀化合物	mg/L	ND（＜0.0005）	*1	検出されないこと *2
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.0005	未満	水銀0.005mg以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003	未満	カドミウム0.03mg以下
鉛及びその化合物	mg/L	0.001	未満	鉛0.1mg以下
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）	mg/L	0.1	未満	1mg以下
六価クロム化合物	mg/L	0.005	未満	六価クロム0.5mg以下
砒素及びその化合物	mg/L	0.01	未満	砒素0.1mg以下
シアン化合物	mg/L	0.1	未満	シアン1mg以下
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	mg/L	0.0005	未満	0.003mg以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.01	未満	0.1mg以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01	未満	0.1mg以下
ジクロロメタン	mg/L	0.02	未満	0.2mg以下
四塩化炭素	mg/L	0.002	未満	0.02mg以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004	未満	0.04mg以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02	未満	1mg以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04	未満	0.4mg以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.03	未満	3mg以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006	未満	0.06mg以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002	未満	0.02mg以下
チウラム	mg/L	0.006	未満	0.06mg以下
シマジン	mg/L	0.003	未満	0.03mg以下
チオベンカルブ	mg/L	0.02	未満	0.2mg以下
ベンゼン	mg/L	0.01	未満	0.1mg以下
セレン及びその化合物	mg/L	0.01	未満	セレン0.1mg以下
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05	未満	0.5mg以下
ほう素及びその化合物	mg/L	0.02	未満	海域以外の公共用水域に排出されるもの、当分の間、ほう素50mg以下 海域に排出されるもの、当分の間、ほう素230mg以下
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.08	未満	ふっ素15mg以下（海域以外の公共用水域に排出されるものは、当分の間、適用するものとする。）
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	0.5	未満	当分の間、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200mg以下
水素イオン濃度（水素指数 pH）		8.0	(21.2℃)	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	0.5	未満	60mg以下
化学的酸素要求量（COD_{Mn}）	mg/L	3.4		90mg以下
浮遊物質量（SS）	mg/L	1	未満	60mg以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/L	0.5	未満	5mg以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/L	0.5	未満	30mg以下
フェノール類含有量	mg/L	0.1	未満	5mg以下
銅含有量	mg/L	0.01	未満	3mg以下
亜鉛含有量	mg/L	0.01		2mg以下
溶解性鉄含有量	mg/L	0.3	未満	10mg以下
溶解性マンガン含有量	mg/L	0.1	未満	10mg以下
クロム含有量	mg/L	0.005	未満	2mg以下
大腸菌群数	個/cm^3	0		1cm^3につき日間平均3,000個以下 *3
窒素含有量	mg/L	0.50		120（日間平均60）mg以下 *3
燐含有量	mg/L	0.05	未満	16（日間平均8）mg以下 *3
異常の有無		な	し	
講じた措置の内容		ー		

※　未満と表示されている数値は定量下限値を示す。

*1　NDは不検出を示し、（　）内の数値は定量下限値を示す。

*2　「検出されないこと」とは、第３条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

*3　「日間平均」による排水基準値は、１日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。